

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第14回)

日 時：平成24年9月25日（火）

午後2時～

会 場：鳥取市役所6階全員協議会室

— 日 程 —

1 開 会

2 報告事項

- ・市庁舎整備に係る埋蔵文化財調査について
- ・本庁舎敷地の土壌汚染状況調査について

3 その他

4 閉 会

(1) 試掘調査結果

○試掘調査(トレンチ①)の結果(6.11～7.12実施)
 <調査結果>
 三層の遺構面を検出した。
 第1面 薬研堀の遺構面
 第2面 薬研堀を埋め立てた時の護岸石積など、江戸時代の遺構面
 第3面 江戸時代末期～近代の造成と思われる遺構面

○試掘調査(トレンチ②)の結果(7.13～8.9実施)
 <調査結果>
 三層の遺構面を検出した。
 第1面 薬研堀の遺構面
 第2面 薬研堀を埋め立てた時の護岸石積など、江戸時代の遺構面
 第3面 近代以降の造成と思われる遺構面

○試掘調査(トレンチ③)の結果(8.17～9.15実施)
 <調査結果>
 三層の遺構面を検出した。
 第1面 薬研堀の遺構面
 第2面 薬研堀を埋め立てた時の石列、井戸など、江戸時代の遺構面
 第3面 江戸時代～近代以降の造成と思われる遺構面

(2) 埋蔵文化財本調査(案)

凡例

トレンチ	試掘調査箇所
第1調査区 (324㎡)	第2調査区 (396㎡)
第3調査区 (390㎡)	第4調査区 (518㎡)

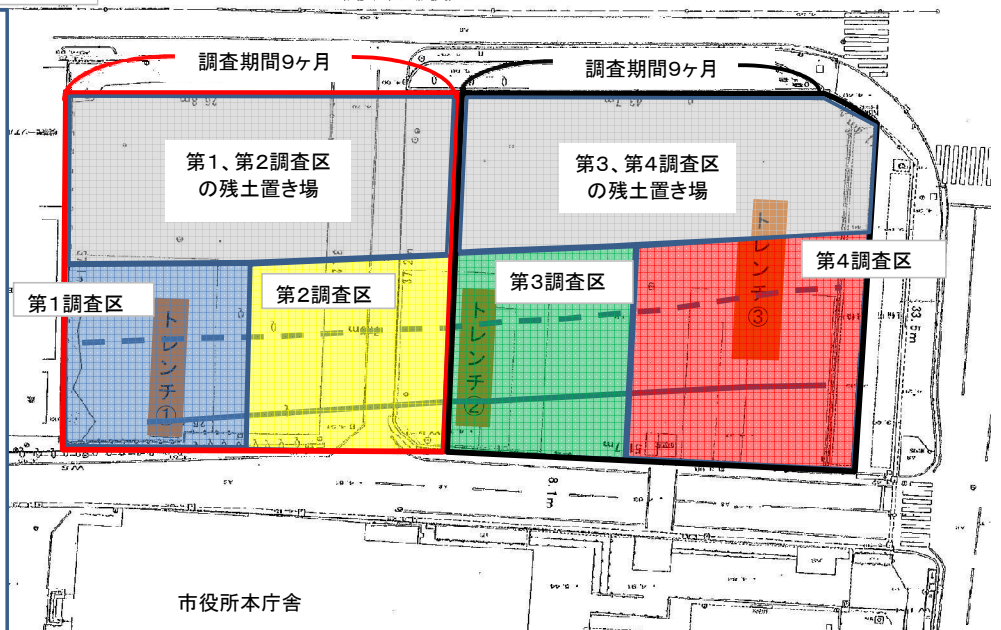
調査面積合計 (1,628㎡)

薬研堀の端の想定ライン
 新段階 (実線)
 古段階 (点線)

(1) 調査期間
 ・第1調査区及び第2調査区…9ヶ月
 (砂利駐車場+通路部分+アスファルト駐車場の1列部分)
 ・第3調査区及び第4調査区…9ヶ月
 (アスファルト駐車場)

(2) 駐車場について
 ・第1・第2調査区を調査中は砂利駐車場の使用はできない。
 ・第3・第4調査区を調査中はアスファルト駐車場の使用はできない。

(3) 調査費用(概算)
 1,628㎡×26千円×3面=126,994千円



鳥取市役所本庁舎敷地の土壌汚染状況調査の結果について

1 調査内容

(1) 調査理由

土壌汚染対策法に基づく調査（自然由来による土壌汚染地の調査）

調査対象物質 「砒素」「ふっ素」「ほう素」

※市庁舎耐震改修案は、土地の掘削面積が3,000㎡以上となる見込みであり、その場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となる。本庁舎の敷地は、基準値を超える物質が近隣で検出されていることから、法律に基づく調査を先行して実施するもの。

(2) 調査期間

平成24年8月4日から9月28日まで

(3) 試料採取場所

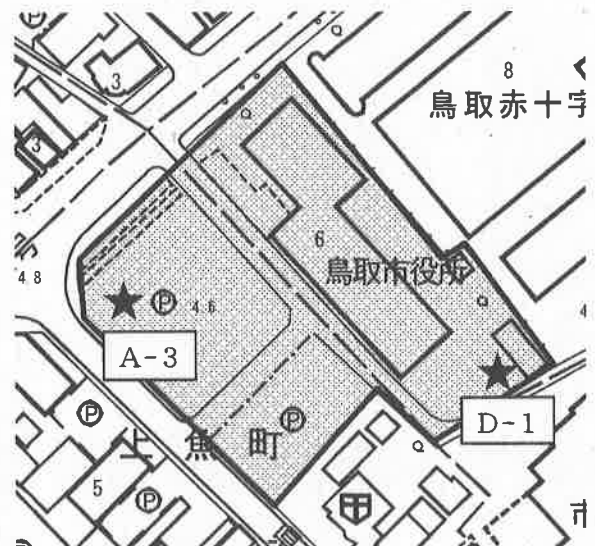
2カ所

①A-3地点

庁舎前アスファルト駐車場

②D-1地点

庁舎裏駐車場



2 調査結果

(1) 土壌溶出量調査・・・基準不適合物質「砒素」

(2) 土壌含有量調査・・・すべて基準適合

※結果の一覧は別紙のとおり

土壌溶出量調査：弱酸性の水（雨水程度）によって溶出される重金属量を測定

土壌含有量調査：胃酸を想定した溶液によって溶出される重金属含有量を測定

3 今後の対応

試料採取した2地点とも、砒素が土壌溶出量基準に適合しなかったため、調査対象地全体（市役所敷地）が土壌溶出量基準に適合しない土地とみなされる。

今後、工事による掘削により土壌を市役所敷地の外に搬出するときは、法律に基づいた運搬、処理を行う。

別表1 土壤溶出量調査結果

(単位: mg/L)

特定有害物質 深 度	砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
	A-3	D-1	A-3	D-1	A-3	D-1
0~0.05m、 0.05~0.5m	0.014	0.005	0.21	0.08	<0.1	<0.1
1m	0.007	0.002	<0.08	0.10	<0.1	<0.1
2m	0.028	0.016	0.11	0.08	<0.1	<0.1
3m	0.006	0.049	0.23	0.13	<0.1	<0.1
4m	0.006	0.004	0.11	0.10	<0.1	<0.1
5m	0.009	0.006	<0.08	0.09	<0.1	<0.1
6m	0.069	0.028	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
7m	0.042	0.006	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
8m	0.003	0.006	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
9m	0.048	0.005	0.44	<0.08	0.3	<0.1
10m	0.088	0.002	0.71	<0.08	0.5	<0.1
土壤溶出量基準*	0.01 以下		0.8 以下		1 以下	
定量下限値	0.001		0.08		0.1	

*土壤溶出量基準: 土壤汚染対策法施行規則(改正 平成23年7月8日)第31条第1項別表第3に掲げる値
: 基準不適合

別表2 土壤含有量調査結果

(単位: mg/kg)

特定有害物質 深 度	砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
	A-3	D-1	A-3	D-1	A-3	D-1
0~0.05m、 0.05~0.5m	2	2	<50	<50	<5	<5
1m	3	2	<50	<50	<5	<5
2m	1	3	<50	<50	<5	<5
3m	2	4	<50	<50	<5	<5
4m	2	3	<50	<50	<5	<5
5m	11	5	<50	<50	<5	<5
6m	20	6	<50	<50	<5	<5
7m	10	2	<50	<50	<5	<5
8m	1	3	<50	<50	<5	<5
9m	2	2	<50	<50	<5	<5
10m	2	<1	<50	<50	8	<5
土壤含有量基準*	150 以下		4000 以下		4000 以下	
定量下限値	1		50		5	

*土壤含有量基準: 土壤汚染対策法施行規則(改正 平成23年7月8日)第31条第2項別表第4に掲げる値